

令和2年度児童生徒の問題行動等に関する真庭市の状況について

1 概要

■ 調査対象期間 ■

令和2年度間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

■ 調査対象 ■

真庭市立小学校・中学校（令和2年5月1日現在）

学校種別	学校数（校）	児童生徒数（人）
小学校	20	2,077
中学校	6	1,108

2 いじめについて

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。発生場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って考えます。

いじめは見つけようとしなければ見つからない。いじめ問題において目指すべきは、「いじめゼロ」ではなく、「いじめ見逃しゼロ」である。そのため、いじめの認知件数が多い学校は、いじめを初期の段階のものも含めて積極的に認知し、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っている学校であると考えられています。

つまり、いじめの認知件数の増加は、教職員の意識の変化に基づくものであるため、いじめの発生件数の減少につながると期待されています。

○ いじめの解消については、平成28年度調査から定義が変更となっています

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが解消したと判断するには、次の2つの要件が満たされる必要があります。

- ①いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3カ月以上）継続して止んでいること。
- ②いじめられている児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

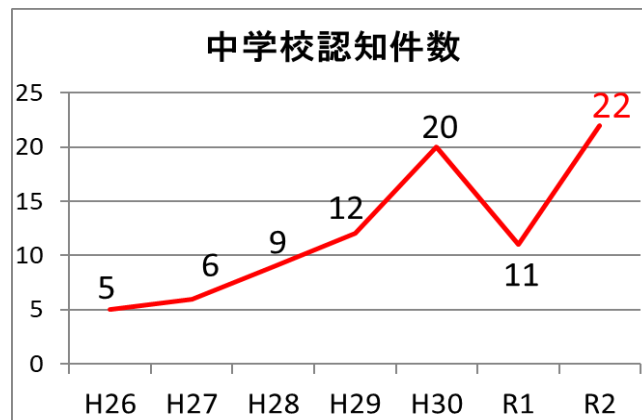
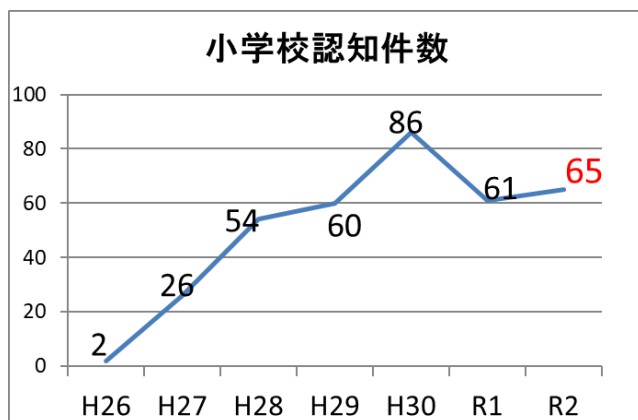
それ以外にも状況に応じて他の事情も勘案しながら判断し、本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを確認します。そして、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。そのため、いじめの行為が止んでいる場合でも「解消」とせず、年度をまたいで「見守りを継続」していたり、小学校から中学校へと引き継いで「見守りを継続」していたりする場合があります。

○ いじめの解消率：解消しているもの ÷ 認知件数 × 100

○ いじめの認知について

小学校						
年度	認知件数		いじめの解消率		1000人あたりの認知件数	
	岡山県	真庭市	岡山県	真庭市	岡山県	真庭市
平成30年度	2,502	86	78.8%	68.6%	25.0	39.9
令和元年度	2,268	61	73.5%	63.9%	22.8	28.6
令和2年度	1,877	65	68.2%	56.9%	19.2	31.3

中学校						
年度	認知件数		いじめの解消率		1000人あたりの認知件数	
	岡山県	真庭市	岡山県	真庭市	岡山県	真庭市
平成30年度	957	20	78.0%	55.0%	18.7	17.7
令和元年度	1,038	11	82.3%	81.8%	20.5	9.7
令和2年度	775	22	71.0%	45.4%	15.3	19.9



■小学校・中学校ともに、R元年度と比べて、いじめの認知件数が上がっています。いじめ防止対策推進法の定義に基づき、いじめを発生件数で捉えず、軽微なものでも認知する、「いじめ見逃しゼロ」への意識改革が進みつつあるからです。そのため、R元年度まで真庭市は、中学校の認知件数が全国や県と比較して低い状態にありましたが、R2年度は小学校・中学校共に認知件数が上がっています。それは、軽微なものでも積極的に認知し、いじめの発生を防ぐという考えが浸透してきている結果です。R2年度に認知したいじめについて、R3年10月25日現在で、小学校の解消率は98%、中学校が95%です。次の学年になるまで様子を見てから解消とする場合が増えていきます。

■いじめの認知については、学校間・教員間でまだまだ意識の差があるため、その差を埋められるよう今後も研修を続けていきます。特に学校として「過誤や瑕疵はないか」という視点を持って、児童生徒の観察、アンケート等の調査、面談からの確かな実態の把握ができる校内体制づくりに努めます。

■また、傾聴の姿勢を大切にすることで、保護者としっかり連携し、未然防止や早期発見・早期対応につなげます。

3 暴力行為について

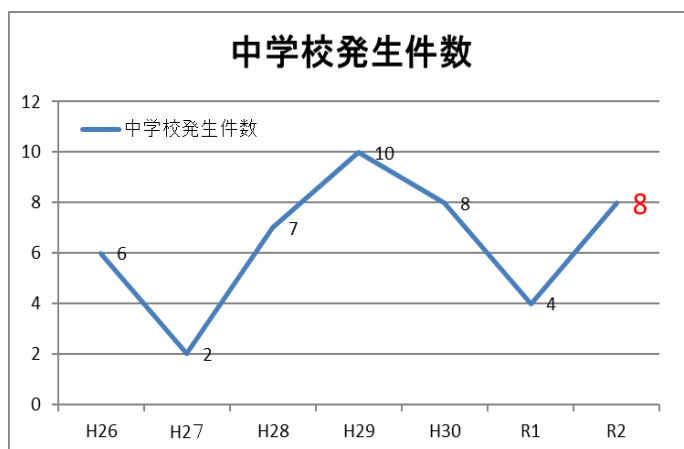
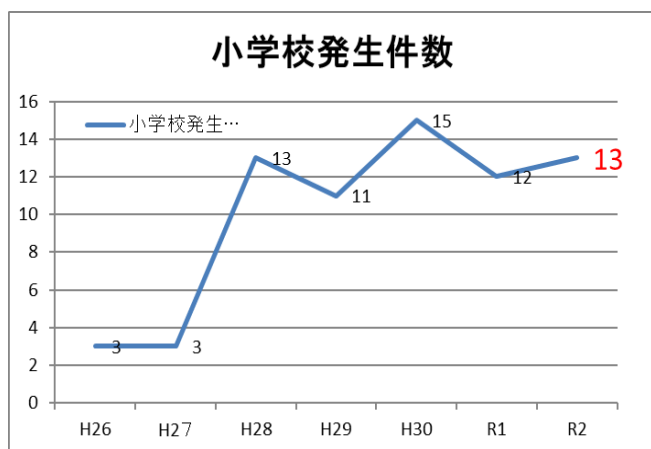
○ 暴力行為の定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4形態に分けます。

暴力行為の状況（真庭市）

	対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊			R2年度 暴力発生 件数合計
	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小
H30	2	1	3	10	7	17	0	0	0	3	0	3	13
R元	1	1	2	10	3	13	0	0	0	1	0	1	中
R2	7	2	9	6	6	12	0	0	0	0	0	0	8

○ 暴力行為発生件数の推移



○ 1,000人当たりの暴力行為発生件数（発生件数÷在籍児童（生徒）数×1,000）

	1,000人当たりの発生件数			
	年度	岡山県	全国	真庭市
小学校	平成30年度	4.4	5.7	6.9
	令和元年度	5.2	6.8	5.6
	令和2年度	5.3	6.5	6.3
中学校	平成30年度	12.6	8.9	7.0
	令和元年度	12.8	8.8	3.5
	令和2年度	9.9	6.6	7.2

- 真庭市においては発生件数が増加していますが、生徒間暴力は減少傾向です。R2年度は、同じ児童が指導した教職員に対してカッとなり叩いたり蹴ったりすることが複数回起こったため回数が増えています。カッとなっても暴力につながらないように、ソーシャルスキルトレーニング等、丁寧に個人の成長を支援することを引き続き積極的に行っていきます。
- 落ち着いた学習環境づくりは、学校教育の基盤であり、ルールの徹底、親和的な集団づくり、人権意

識の高揚等の指導充実に引き続き努めます。

4 長期欠席・不登校について

○ 理由別長期欠席者数の定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

令和3年3月31日現在の在学者のうち、令和2年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数。

「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合を含む。）

「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒本人が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席している者。（具体例：保護者の教育に関する考え方、無理解、外国での長期滞在者など）

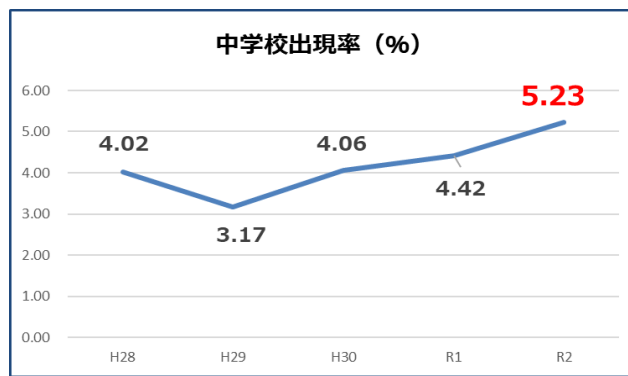
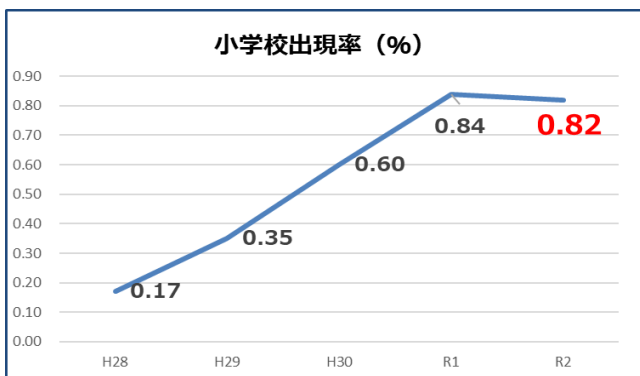
○ 長期欠席・不登校状況

区分	在籍児童 生徒数	理由別長期欠席者数								計
		病気	経済的理由	新型コロナ ウイルス 不安	不登校			その他		
					うち、90日 以上欠席して いる者	うち、出席日 数が0日の者	うち、「不登 校」の要因を 含んでいる者			
小学校	2,077	5	0	1	17	5	0	7	0	30
中学校	1,108	16	0	0	58	32	0	2	0	76
計	3,185	21	0	1	75	37	0	9	0	106

○ 不登校出現率

	不登校出現率（%）			
	年度	岡山県	全国	真庭市
小学校	平成30年度	0.76	0.70	0.60
	令和元年度	0.91	0.83	0.84
	令和2年度	0.94	1.00	0.82
中学校	平成30年度	3.09	3.65	4.06
	令和元年度	3.41	3.94	4.42
	令和2年度	3.25	4.09	5.23

○ 不登校出現率の推移



- H28年度から増加の一途だった小学校の不登校出現率がR2年度減少に転じました。学校が個々の状態を判断しながら、登校に繋がれるよう対応してきたことが、大きな要因といえます。また感染対策をしながら教育活動を続けたことも一因と考えています。
一方で中学校は、全国・県と比較しても不登校の出現率は依然高い状態です。特に長期欠席者数が増加していることが課題です。ただ、長期欠席・不登校の問題は生徒一人ひとりで違うため、しっかりとアセスメントをしながら、相談室登校や放課後登校に繋がれるよう取り組んでいます。
- 小・中学校ともに、R2年度も出席0の児童生徒がないのは、学校が個別の実態を把握し、状態を判断しながら支援に取り組んでいる結果です。
- R元年度から県が作成した『長欠・不登校スタンダード』での不登校の*状態評価を全校に取り入れています。引き続き丁寧にアセスメントを進めることで、個別の実態の把握と支援を進めます。
- 各中学校区にスクールサポーターを配置し、主に中学校で教室復帰する一歩前のステップとして、相談室運営に取り組んでいます。
- SCやSSWが全校配置となっているため、関係機関等（福祉部局・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・児童相談所等）と積極的に連携して今後に対応を進めています。
- 教育支援センター「白梅塾」「城北塾」を中心に、適応指導や教育相談機能を充実させ、学校復帰支援と保護者の不安解消に努めます。また、令和2年度はICTを使ったドリルや授業動画を見ることができるコンテンツを使い、学習支援も強化しています。

*状態評価とは、長期欠席・不登校の状態を7段階に分けて評価し、対応を検討する。

- 状態0・・・ほぼ平常に登校している
- 状態1・・・遅刻・欠席がしばしばある
- 状態2・・・保健室・別室登校が半分以上ある
- 状態3・・・学校以外の施設へ定期的に参加ができている
- 状態4・・・比較的気軽に外出できる
- 状態5・・・家庭内では安定しているが外出は難しい
- 状態6・・・部屋に閉じこもり家族ともほとんど顔を合わせない

5 おわりに

真庭市における「いじめ」、「暴力行為」、「長期欠席・不登校」についての概要をお知らせしました。真庭市立小・中学校は、R2年度も引き続き全体としては落ち着いた状態で推移しています。

いじめは、当該児童生徒・保護者にとって個々の事案がすべて重大な事態であると考え、誠実かつ丁寧な対応を進めます。「いじめ見逃しゼロ」という意識で、児童生徒一人ひとりとしっかり向き合った安心できる学校づくりを今後も推進していきます。

また、長期欠席者数については、一足飛びでの解決は難しいですが、今後一層学校は組織での対応に努め、他の機関とも協働した支援体制を構築することで、個々の課題と状態を見極めながら丁寧な個別対応に努めていきます。

真庭市の未来を担う児童生徒の確かな成長は、学校関係者だけでなく市民全体の願いです。

今後とも、家庭や地域の皆さまとみなで成長を見守っていただきますよう、ご協力をよろしく願いいたします。